

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	米英独仏におけるヘイトスピーチ規制
他言語論題 Title in other language	Legal framework for regulation on hate speech in US, UK, Germany and France
著者 / 所属 Author(s)	小笠原 美喜 (Ogasawara, Miki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
出版者 Publisher	国立国会図書館 調査及び立法考査局
通号 Number	784
刊行日 Issue Date	2016-05-20
ページ Pages	29-43
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	2013年以降、特定の民族を標的とするヘイトスピーチが顕在化し、新たな法規制の導入の可否が議論されている。議論の参考として、米英独仏におけるヘイトスピーチ規制の法的枠組みを紹介する。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 米英独仏におけるヘイトスピーチ規制

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
行政法務課 小笠原 美喜

## 目 次

はじめに

I ヘイトスピーチの法的規制をめぐって

1 ヘイトスピーチにどう対処すべきか？

2 日本国内の議論

II 米英独仏におけるヘイトスピーチ規制の状況

1 アメリカ

2 イギリス

3 ドイツ

4 フランス

おわりに

## 要 旨

- ① 2013年以降、日本のメディアは、国内で繰り広げられる排外主義的なデモや街宣活動を「ヘイトスピーチ」として盛んに報じるようになった。「ヘイトスピーチ」の定義は確立していないが、多くの場合、「〇〇人は△△だ。」など、不特定多数の人々が属する集団に向けられる侮辱的表現等がそれに該当する。現行法上、このような類型のヘイトスピーチを規制するのは困難であり、新規立法で対処すべきとの意見がある。しかし、日本国憲法第21条が表現の自由を保障していることとの関係で、法規制に慎重な意見もある。
- ② 国内の議論に資するため、本稿では、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの主要4か国を取り上げ、各国におけるヘイトスピーチの法規制の在り方を概観し、法規制が行われている場合は主要な根拠法の概要を紹介する。
- ③ この4か国は、法規制を行っていないアメリカと、法規制を行っているイギリス、ドイツ及びフランスの欧州3か国に大別される。アメリカでは現在、ヘイトスピーチの法規制は行われていないが、過去にはヘイトスピーチを規制する州法や自治体の条例があった。転機となったのは1992年の連邦最高裁判決である。現在でも、一部の論者は、ヘイトスピーチを法的に規制すべきであると主張している。
- ④ 欧州3か国において、ヘイトスピーチ規制として機能している主な法律を挙げれば、イギリスは1986年公共秩序法第3部及び第3A部、ドイツは刑法第130条第1項及び第2項、フランスは出版自由法第23条以下である。これらの法律によって、人種、民族、宗教、性的指向等に基づく集団に対する憎悪扇動等が可罰化されている。イギリスは、法務総裁（Attorney General）の同意を訴追要件としているため、訴追件数が年間数件程度と非常に少ない。ドイツ及びフランスでは、年間100件以上が起訴され有罪判決を受けている。
- ⑤ 欧州においてヘイトスピーチと並び問題となるのが、ホロコースト否定表現の規制である。ドイツ及びフランスは、このタイプの表現を明文上禁止している。しかし、このような歴史的事実に関する言論まで可罰化することに対しては、両国内においても、表現の自由に反するのではないかとの批判がある。

## はじめに

2013年以降、「ヘイトスピーチ」という言葉が日本のメディアを賑わすようになった。その定義は論者によって異なり、例えば「人種、民族、宗教、性別等の集団に対して、憎悪等を表明する表現」<sup>(1)</sup>、「人種、皮膚の色、国籍、民族など、ある属性を有する集団に対して貶めたり暴力や差別的行為を扇動するような侮辱的表現を行うこと」<sup>(2)</sup>などと説明される<sup>(3)</sup>。これらの定義に従えば、人種に基づく集団、宗教に基づく集団、性的指向に基づく集団など様々な属性に基づく集団がヘイトスピーチの対象となり得るのだが、現在の日本では、主として特定の民族集団を標的とするヘイトスピーチが社会問題となっている。その典型的な事例が、各地で執拗に繰り返される排外主義的なデモや街宣活動である。2013年以降、新大久保（東京都新宿区）や鶴橋（大阪市生野区）など大都市のコリアンタウンにおける派手な街宣活動がメディアで報じられたのを機に<sup>(4)</sup>、ヘイトスピーチは一躍世間の注目を集めるようになった。また、これを法的に規制し得るか否かについて議論が行われるようになった。このような国内の議論に資するため、本稿では、米英独仏の主要4か国におけるヘイトスピーチへの対応を紹介する。

## I ヘイトスピーチの法的規制をめぐって

### 1 ヘイトスピーチにどう対処すべきか？

ヘイトスピーチは、その標的となった集団に属する者（多くの場合はマイノリティである）の心身を取り返しがつかないほど傷つけ、時には人生を破壊するほどの被害をもたらす<sup>(5)</sup>。このようなヘイトスピーチを阻止する試みとして、差別撤廃を呼びかけるデモ行進<sup>(6)</sup>や、排外主義的なデモや街宣活動に対抗する、いわゆるカウンター活動<sup>(7)</sup>などが各地で展開されてきた。

また、こうした取組以外に、ヘイトスピーチを法的に規制する枠組みを模索する動きがある。

---

\* 本稿におけるインターネット情報は平成28年2月1日現在のものである。

(1) 桧垣伸次「ヘイト・スピーチ規制と批判的人種理論」『同志社法学』61(7), 2010.3, p.232.

(2) 金尚均「ヘイトスピーチ—何が問題なのか、どこに問題があるのか—」『ヒューマンライツ』No.311, 2014.2, p.7.

(3) 日本の学術文献では、「ヘイトスピーチ」というカタカナ表記以外に、「差別的表現」、「憎悪表現」、「憎悪扇動」等の訳語も多く用いられる。このテーマの研究の先駆者である内野正幸中央大学教授は、その著書の中で「差別的表現」を「ユダヤ人、黒人、被差別部落民などの少数者集団（マイノリティ）に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為であって、しかも、ある少数者集団の全体ないし一部分を対象にするもの」と定義している（内野正幸『差別的表現』有斐閣, 1990, p.5）。このほか、「ヘイトスピーチ」及び「差別的表現」の用語法について精緻な考察を行った論文として、成嶋隆「ヘイト・スピーチ再訪（2）」『独協法学』93号, 2014.4, pp.751-745など。

(4) 「こちら特報部 ヘイトスピーチ白昼堂々 「殺せ」を連呼 過激嫌韓デモ 欧州と違い法規制なし」『東京新聞』2013.3.29; 安田浩一「朝鮮人を殺せ！」新大久保 “ヘイトスピーチ団体”って何者？」『週刊文春』55(16), 2013.4.18, pp.132-135など。

(5) アメリカの批判的人種理論（後掲注22参照）の学者、Mari J. Matsuda は、悪質な憎悪喧伝の被害者が、本能的な恐怖、動悸及び呼吸困難、悪夢、PTSD、高血圧、精神異常、自殺などの生理的症狀及び精神的苦痛を経験していると述べている。Mari J. Matsuda, “Legal Storytelling: Public Response to Racist Speech: Considering the Victim’s Story,” *Michigan Law Review*, Vol.87 No.8, August 1989, p.2336.

(6) 2013年9月22日に新宿で行われた東京大行進を報じた記事として、「「差別やめよう」大行進 反ヘイトスピーチ、1200人都内で訴え」『朝日新聞』2013.9.23. なお、第2回東京大行進が翌年の2014年11月2日に、第3回東京大行進が2015年11月22日に開催された。

ヘイトスピーチといえども表現行為である以上、これに法的な規制を及ぼすことには慎重であるべきだが、表現の自由は無制限に認められるものではなく、現行法上も、「刑法」(明治40年法律第45号)第222条(脅迫)、第230条(名誉毀損)、第231条(侮辱)など、内容に基づく表現規制が行われている。これら現行法上の規定の構成要件に該当するヘイトスピーチであれば、現状でも刑事罰を科すことは可能である。また、ヘイトスピーチによって法的利益の損害が発生した場合には、「民法」(明治29年法律第89号)第709条(不法行為)に基づく損害賠償請求が認められる可能性もある。ただし、これら現行法上の規定は、全て特定の個人や団体(法人を含む)を対象とする表現に関するものである。ところが多くの場合、ヘイトスピーチは、「〇〇人」など不特定多数の属する集団に向けて発せられる。この場合、現行法では対処が困難であり、このような不特定多数を対象とするヘイトスピーチを法的に規制するために新規立法を行うべきか否かが、いま国内で議論されている。本稿では、不特定多数の属する集団に向けられたヘイトスピーチに対する法的規制を「ヘイトスピーチ規制」と呼ぶことにする<sup>(8)</sup>。

なお、国連の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)の第4条(a)(b)は<sup>(9)</sup>、ヘイトスピーチに該当する表現行為の処罰を締約国に要請している。日本は1995年12月に同条約に加入したが、第4条(a)(b)に関しては、「日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において」これらの規定に基づく義務を履行する旨、留保を付している。その後の国内の動きとしては、2015年5月に、ヘイトスピーチを禁止する内容を盛り込んだ「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」(第189回国会参法第7号)が、議員立法として国会に提出された<sup>(10)</sup>。また、大阪市は、2016年1月、ヘイトスピーチへの対処に関する全国初の条例を制定した<sup>(11)</sup>。

(7) カウンター活動の中心的なグループの主宰者にインタビューした新聞記事として、「ヘイトスピーチをたたく差別への怒り共有 どんどん罵倒してへこませたい 「レイシストをしばき隊」主宰 野間易通さん」『朝日新聞』2013.8.10.

(8) この点、2009年末に発生した京都朝鮮第一初級学校事件は、京都朝鮮第一初級学校という特定の団体を標的としたもので、現行法の枠組みの中で救済が可能な事件であった。これは、「在日特権を許さない市民の会」(以下「在特会」という。)のメンバーらが、2009年12月、京都朝鮮第一初級学校付近において、同校が学校に隣接する公園を不法占拠していると主張し、多数の児童が学校にいるにもかかわらず、校門前で拡声器を用いて過激な言葉で示威活動を行った事件である。学校付近での示威活動は翌年にかけて計3回行われ、いずれの示威活動についても映像がインターネットで公開された。この事件に関しては、刑事訴訟及び民事訴訟が提起され、刑事訴訟では4名が威力業務妨害罪、侮辱罪等で有罪となった(2011年4月21日京都地裁判決、2011年10月28日大阪高裁判決。在特会側は上告したが、2012年2月23日最高裁決定で棄却された)。民事訴訟では、裁判所は原告(学校側)の主張を認め、被告に対して高額の損害賠償の支払と学校周辺での示威活動等の差止めを命じた(2013年10月7日京都地裁判決、2014年7月8日大阪高裁判決。在特会側は上告したが2014年12月9日最高裁決定で棄却された)。勝訴したとはいえ、この裁判のために被害者側が費やした時間的、心理的負担がどれほどのものであったかについては、中村一成「ヘイト・スピーチとその被害」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社、2014、pp.48-51を参照。

(9) 第4条(a)は、「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。」と規定し、また同条(b)は、「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。」と規定している。(邦訳は、外務省ウェブサイト<[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv\\_j.html#1](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html#1)>を基とした。ただし下線部は引用者による。)

## 2 日本国内の議論

ヘイトスピーチ規制の可否をめぐることは、国内の多くの研究者や実務家が論考を発表している。これらの論考は、ヘイトスピーチという行為そのものに対して否定的であり、教育啓発活動を通じてこの問題に取り組む必要性を認識している点ではほぼ一致しているものの、新たな法規制に踏み出すことに対する評価は論者によってまちまちである。個々の議論の細かな相違にあえて目をつぶれば、これらの論考の大枠は、①ヘイトスピーチがもたらす深刻な被害に鑑み、法規制に積極的な立場<sup>(12)</sup>、②憲法上、一定の条件の下で法規制が許容される余地があり得るとする立場<sup>(13)</sup>、③それ以外の立場<sup>(14)</sup>という具合に大きく3つに分類できるかもしれない。規制積極説の中には、欧州諸国を始め世界の多くの国でヘイトスピーチが法的に規制されていることを理由に、日本も世界的な潮流に倣うべきであるとする意見<sup>(15)</sup>がある。しかし、一口に欧州諸国と言っても、国によって規制の在り方も、法制定に至った経緯も異なる。本稿では、欧州諸国のうち、イギリス、ドイツ、フランスの主要3か国を取り上げ、各国においてヘイトスピーチ規制として機能していると考えられる主要な法律を紹介する。その前に、まず比較のため、日本と同様、ヘイトスピーチを一般的に規制する法律を持たないアメリカを取り上げ、判例や学説の状況を簡潔に紹介する。

- (10) 民主党、社会民主党及び無所属の議員らによって参議院に提出された。この法案は、人種差別撤廃条約を受けた基本法という位置付けであり、人種差別等の行為の1つとしてヘイトスピーチを盛り込み、これを禁止する内容となっているが、刑事罰は設けていない。この法案に関しては、2015年8月4日に参議院法務委員会において趣旨説明が行われ、同年8月6日に審査が行われたが、その後審査は中断し、法案の取扱いをめぐる自由民主党、公明党、民主党、維新の党の4党で協議が行われた。結局、第189回国会での採決は見送られることとなり、第190回国会において継続審査となっている。
- (11) 大阪市会（日本国憲法第93条等に規定される地方公共団体の議会に相当する）は、2016年1月15日の本会議において「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案」（平成27年議案第183号）を可決した。これは、全国初のヘイトスピーチ対策条例として注目されている（「ヘイトスピーチ抑止条例 全国初、大阪市で成立」『毎日新聞』2016.1.16など）。同条例の第2条は、ヘイトスピーチについて、「人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団」を、①社会から排除すること、②権利又は自由を制限すること、③憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおることのいずれかを目的として行われる、a)相当程度の侮辱又は誹謗中傷、若しくはb)脅威を感じさせるような表現であって、不特定多数の者が表現内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われること、と厳密に定義している。市長は、市内等で行われた表現活動がヘイトスピーチに該当すると認める場合、学識経験者等から組織される大阪市ヘイトスピーチ審査会の意見を聴取して、表現内容拡散防止措置及び行為主体の名前の公表を行うことができる。条文は、大阪市会ウェブサイト <<http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu260/result/pdf/2015gian183.pdf>> を参照。
- (12) 師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』（岩波新書）岩波書店、2013；金尚均「ヘイト・スピーチに対する処罰の可能性」金編 前掲注(8), pp.166-176；前田朗「ヘイト・スピーチといかに闘うか—表現の自由を守るために憎悪犯罪を処罰する—」『月刊社会教育』No.699, 2014.1, pp.13-21 など。
- (13) 奈須祐治「わが国におけるヘイト・スピーチの法規制の可能性—近年の排外主義運動の台頭を踏まえて—」『法学セミナー』No.707, 2013.12, pp.25-29；櫻庭総「刑法における表現の自由の限界—ヘイト・スピーチの明確性と歴史性との関係—」金編 同上, pp.107-127 など。
- (14) アメリカ憲法学の影響を強く受けた日本では、表現の自由を重視し、ヘイトスピーチの法規制に消極的な意見が多数を占める、と言われることがある。しかし、ヘイトスピーチが国政課題として急浮上した2013年以降に発表された論考を調べた限りでは、規制反対の立場を強く前面に打ち出した論考は、実はそれほど見当たらず、諸学説の整理や外国の判例学説紹介を行う文脈の中で、表現行為の法規制に対する著者の慎重な姿勢がうかがわれるものが散見される程度である。例えば、成嶋 前掲注(3)；小谷順子「言論規制消極論の意義と課題」金編 同上, pp.90-104；毛利透「ヘイトスピーチの法的規制について—アメリカ・ドイツの比較法的考察—」『法學論叢』176(2・3), 2014.12, pp.210-239 などがある。
- (15) 前田 前掲注(12)など。

## II 米英独仏におけるヘイトスピーチ規制の状況

### 1 アメリカ

アメリカには、かつて差別や偏見に基づく表現を規制する州法や自治体の条例が存在した<sup>(16)</sup>。しかし、1992年、連邦最高裁は、アメリカ合衆国憲法（Constitution of the United States）修正第1条で保障される表現の自由との関係で、偏見に基づく表現の規制を含む条例を違憲と判断した<sup>(17)</sup>。この事件は、黒人の自宅敷地内で十字架を燃やした白人少年が起訴された際、十字架を燃やす行為<sup>(18)</sup>など偏見に基づく表現行為を規制するミネソタ州セントポール市の「偏見を動機とする犯罪条例」の合憲性が争われたもので、同条例の該当条文は違憲と判断された<sup>(19)</sup>。この連邦最高裁判決により、アメリカにおいてヘイトスピーチの法的規制を維持することは事実上困難になった。

アメリカにおいてヘイトスピーチに対する一般的な規制が行われていないこと背景には、表現の自由に対するアメリカ社会の強い支持があると説明されることがあるが、このような傾向は必ずしも建国以来一貫しているわけではなく<sup>(20)</sup>、上述のように、歴史的にはヘイトスピーチ規制的な州法等が存在し、それらの規制を裁判所が容認していた時代もあった<sup>(21)</sup>。また、学説の一部にはヘイトスピーチを法的に規制すべきであるとする見解<sup>(22)</sup>が存在し、現在でも規制の可否をめぐる議論は継続している。なお、アメリカは、連邦レベルでも、また、多くの州においても、差別や偏見に基づいて行われる一定の犯罪に関する法律（いわゆるヘイトクライム法）を有しており<sup>(23)</sup>、「行為」に関しては、その動機に着目して通常の犯罪行為とは法的に異な

(16) アメリカでは、ヘイトスピーチ (hate speech) という呼称は1980年代以降に一般化した。当時、アメリカの多くの大学において、学内における人種的、性的嫌がらせ行為に対処するため、ヘイトスピーチを含むハラスメント行為を禁止する学則が採用された。これを機に、ヘイトスピーチ規制の合憲性、妥当性をめぐり議論が活発化した。小谷 前掲注(14), p.97.

(17) R.A.V. v. City of St. Paul, 505 U.S. 377 (1992)

(18) 十字架を燃やす行為は、クー・クラックス・クラン (KKK) による凄まじい黒人弾圧の歴史を想起させる脅迫的な表現行為として、アメリカ社会では典型的なヘイトスピーチとみなされている。

(19) 同判例の論理構成はかなり複雑である。セントポール市の条例は、人種、肌の色、信条、宗教又は性別に基づく怒り、不安、憤りをもたらす、それが「喧嘩言葉 (fighting words)」(連邦最高裁判例上、わいせつや名誉毀損と並んで表現規制が許される表現領域) を構成する程度に至った場合を規制対象としていた。連邦最高裁は、同条例が人種等の題材に関する表現のみを喧嘩言葉の中から選び出して規制しているため、表現内容に基づく規制であると指摘し、同条例を違憲と判断した。つまり、「喧嘩言葉」という規制可能な表現領域であっても、その中の小領域を内容に基づいて規制することは認められないとしたのである。同判例は、禁止可能な表現領域の中の小領域を、内容に基づいてではなく、当該言論を禁止し得るものにして、まさにその理由に基づく部分規制(例えば、わいせつ表現の中でも特にわいせつ性の高いもののみを禁止する場合)ならば問題ないと説く。この理屈を踏まえ、連邦最高裁は2002年、やはり十字架焼却を重罪とする州法の規定の合憲性が争われた事件 (Virginia v. Black, 538 U.S. 343 (2002)) において、問題となった条文は、脅迫の中から人種や宗教等の内容に基づく脅迫を取り出して禁止しているわけではなく、脅迫の中でも特に程度の甚だしいもの(十字架焼却)を禁止するものであり、合憲であると判断した。両判決の論理構成と、そこから導かれる結論の相違の妥当性をめぐっては、学説上批判がある。小谷順子「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制」駒村圭吾・鈴木秀美編著『表現の自由 I—状況へ—』尚学社, 2011, p.459-461; 毛利 前掲注(14)など。

(20) Erik Bleich, *The Freedom to Be Racist?* New York: Oxford University Press, 2011, pp.62-81.

(21) 例えば、1952年、連邦最高裁は、特定の人種等の不道徳性や犯罪性を描写することによってその集団を侮辱するような表現物を公共の場所で販売すること等を禁止したイリノイ州法について、合衆国憲法修正第1条に反しないと判断した (Beauharnais v. Illinois, 343 U.S. 250 (1952))。

る取扱いをすることが、判例上も容認されている<sup>(24)</sup>。

## 2 イギリス

イギリスは、古くから憎悪扇動を規制するコモン・ローや制定法を有していた。制定法に関しては、1936年公共秩序法（Public Order Act 1936 (c.6)）以降、数次にわたる複雑な改正を経て今日に至っている（表1参照）<sup>(25)</sup>。現在、憎悪扇動を規制する根拠となっているのは、1986年公共秩序法（Public Order Act 1986 (c.64)）であり、その第3部は、「人種的憎悪」と題して、人種的憎悪扇動の禁止について規定している<sup>(26)</sup>。1936年公共秩序法を出発点とし、現在も1986年公共秩序法に規定が置かれていることに象徴されるように、イギリスは、公共秩序の維持という側面を重視して憎悪扇動を法的に規制してきた。その適用範囲は、マイノリティに対する憎悪の扇動に限定されず、事実、マイノリティによる多数派への憎悪扇動に関しても適用されてきた<sup>(27)</sup>。

1986年公共秩序法の成立後も、同法は憎悪扇動の規制に関して改正を重ね、規制対象は徐々に拡大していった。その発端となったのが、2001年9月に発生したアメリカ同時多発テロ事件である。事件発生以降、他の欧米諸国と同様、イギリスにおいてもイスラモフォビア（イスラム嫌悪）が蔓延し、反イスラム主義的な声明が社会問題化した。従来の1986年公共秩序法ではこのような表現に対処できなかった<sup>(28)</sup>ことから、政府は、2001年以降、宗教的憎悪の扇動を規制する方向で何度か法改正を試みた。しかし、表現の自由への不当な干渉となりかねない等の批判<sup>(29)</sup>により、なかなか実現には至らなかった。2005年5月に下院議員総選挙が行われ、宗教

22) 例えば、「批判的人種理論」と呼ばれる学説があり（代表的な論者として、Richard Delgado, Mari J. Matsuda, Charles R. Lawrence III など）、ヘイトスピーチの規制を求める論拠として次のような議論を展開する。すなわち、ヘイトスピーチは被害者の尊厳を傷つけ、表現活動を含めた被害者の自由な行動を抑制する効果を持つ。ヘイトスピーチに対抗言論の原則は妥当せず、多くの被害者は現実には沈黙を強いられる。ヘイトスピーチは差別構造の温存に寄与する効果を持つものであり、平等原則を規定した合衆国憲法修正第14条に違反する。ヘイトスピーチは思想の自由市場における真実発見という機能に貢献せず、むしろ特定の思想の偏在を招きやすいなど。これらの主張の多くは、日本におけるヘイトスピーチ規制積極説の論拠と重なる。

23) 例えば連邦法として、1990年にはヘイトクライム統計法が、2009年にはシェパード・バード・ヘイトクライム防止法が成立している。詳細は、ローラー・ミカ「ヘイトクライムに関するアメリカの連邦法」『外国の立法』No.258, 2013.12, pp.3-11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8382747\\_po\\_02580002.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8382747_po_02580002.pdf?contentNo=1)> を参照。

24) 被害者の人種、宗教、肌の色、障害、性的指向、民族的出自又は起源に関する行為者の思想又は見識を理由に不法行為に及んだ場合は刑を加重すると規定したウィスコンシン州法の合憲性が問題となり、1993年、連邦最高裁は、これを合憲と判断した（Wisconsin v. Mitchell, 508 U.S. 476 (1993)）。なお、本件は、黒人少年らによる白人少年に対する暴行事件であった。

25) この歴史的要因について詳述した研究として、奈須祐治「イギリスにおけるヘイト・スピーチ規制法の歴史と現状」『西南学院大学法学論集』48(1), 2015.6, pp.73-126; 村上玲「イギリスにおける人種的憎悪扇動規制の展開」『阪大法学』64(5), 2015.1, pp.207-233; 同「宗教批判の自由と差別の禁止（二・完）—イギリスにおける神冒瀆罪から宗教的憎悪扇動罪への転換に関する考察—」『阪大法学』62(6), 2013.3, pp.135-155; 師岡康子「イギリスにおける人種主義的ヘイト・スピーチ規制法」『神奈川大学法学研究所研究年報』30号, 2012, pp.19-43 などがある。

26) 条文（原文）は、イギリス国立公文書館の運営するウェブサイト（“Public Order Act 1986.” National Archives Website <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1986/64>>）を参照。

27) 1965年人種関係法施行当時の例であるが、黒人運動の集会で黒人解放運動の指導者が人種差別的な言論を用いたことで有罪とされた事件（R. v. Malik, [1968] 1 W.L.R. 353）など。

28) 判例上、ユダヤ教徒とシーク教徒は民族と同義にとらえられるが、イスラム教徒やキリスト教徒、ヒンズー教徒は同法の適用対象ではなかった（ただしキリスト教、というよりイギリス国教会に関しては、コモン・ロー上の冒瀆罪によって保護されていた）。なお、宗教一般に対する憎悪扇動を規制すべきとの意見は1936年公共秩序法の審議当時から存在したものの、実現していなかった。奈須 前掲注25), pp.95-96.

的憎悪の扇動を犯罪化することを公約に掲げた労働党が選挙に勝利した後、2006年人種的・宗教的憎悪扇動規制法（Racial and Religious Hatred Act 2006）が成立し、同法によって1986年公共秩序法第3部の後に第3A部が挿入され、宗教的憎悪扇動に関する諸規定が置かれることとなった（表2参照）<sup>(30)</sup>。しかし、法案審議の結果、人種的憎悪扇動に関する同法第3部の規定と比較して犯罪成立のための要件が厳格化され、また、表現の自由を過度に制約することを防止するための規定（第29J条）が置かれた。

1986年公共秩序法は、その後さらに、2008年刑事司法及び移民法（Criminal Justice and Immigration Act 2008 (c.4)）によって改正され、第3A部に置かれた宗教的憎悪扇動罪の各規定（第29B条から第29G条まで）に、「性的指向に基づく憎悪」という文言が挿入された<sup>(31)</sup>。この改正により、同性愛者も憎悪扇動罪の保護の対象となった。なお、性的指向に基づく憎悪の扇動は、宗教的憎悪の扇動の場合と同様、人種的憎悪の扇動よりも犯罪成立のための要件が厳格であり、また、不当な拡大解釈を行わないことを確認する規定（第29JA条）が置かれている。

1986年公共秩序法の第3部及び第3A部に規定される罪の訴追に関しては、法務総裁（Attorney General）<sup>(32)</sup>の同意が必要である（同法第27条、第29L条）。この要件は、1965年人種関係法（Race Relations Act 1965 (c.73)）において初めて人種的憎悪の扇動が禁止された当時から置かれており、表現の自由を保護する観点から、規制の対象を特に悪質なものに限定するために導入された<sup>(33)</sup>。これらの憎悪扇動罪の訴追件数は一貫して非常に少なく、イギリス検察庁（Crown Prosecution Service: CPS）の年次報告書によれば、2013年度における訴追件数は1件<sup>(34)</sup>、2012年度は0件<sup>(35)</sup>、2011年度は9件<sup>(36)</sup>であった。法定刑に関しては、2001年に大幅な引上げが行われた結果<sup>(37)</sup>、最高で7年の自由刑に処せられるものとされ（第27条第3項）、後に第3A部に関しても同様の規定が設けられた（第29L条第3項）。

(29) 国会議員や学者だけでなく、著名なコメディアンローワン・アトキンソン（Rowan Atkinson）などの表現者からも強い反対があった。“Ban on religious gibes is not funny, says Atkinson,” *The Times*, 17 October 2001.

(30) 2006年人種的・宗教的憎悪扇動規制法第1条（同法附則）（“Racial and Religious Hatred Act 2006.” National Archives Website <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/1/schedule>>）を参照。

(31) 2008年刑事司法及び移民法第74条（同法附則第16）（“Criminal Justice and Immigration Act 2008.” National Archives Website <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2008/4/schedule/16>>）を参照。

(32) 田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.77によれば、イギリスの法務総裁とは、政府の最高法律顧問であって、パリスタ（法廷弁論の仕事を行う弁護士）の中から内閣が選び、その助言に基づいて国王が任命する。閣僚ではないことが通例だが、原則として内閣とともに交替する。その任務は、重要な法律問題について政府に助言を与えること、求められれば刑事事件及び歳入に関係のある事件などにおいて国を代表すること、そのほか制定法上定められている職務に従事することである。

(33) 奈須 前掲注(25)、p.81.

(34) CPS, *Hate crime and crimes against older people report 2013-2014*, 2014.10, p.37. <[http://www.cps.gov.uk/publications/docs/cps\\_hate\\_crime\\_report\\_2014.pdf](http://www.cps.gov.uk/publications/docs/cps_hate_crime_report_2014.pdf)> この1件とは、人種的憎悪を扇動する意図を持って記録物を配布、上映又は演奏することを禁ずる1986年公共秩序法第21条違反として起訴され、12か月の禁固並びに押収命令及び反社会的行動禁止命令を言い渡された事件である。

(35) CPS, *Hate crime and crimes against older people report 2012-2013*, 2014.1, p.35. <[http://www.cps.gov.uk/publications/docs/cps\\_hate\\_crime\\_report\\_2013.pdf](http://www.cps.gov.uk/publications/docs/cps_hate_crime_report_2013.pdf)>

(36) CPS, *Hate crime and crimes against older people report 2011-2012*, 2012.10, p.31. <[http://www.cps.gov.uk/publications/docs/cps\\_hate\\_crime\\_report\\_2012.pdf](http://www.cps.gov.uk/publications/docs/cps_hate_crime_report_2012.pdf)> この9件に関して17人が起訴され、うち13人が有罪となり、4人は無罪となった。詳細は“The Counter-Terrorism Division of the Crown Prosecution Service (CPS) - cases concluded in 2011.” CPS Website <[http://www.cps.gov.uk/publications/prosecution/ctd\\_2011.html#a01](http://www.cps.gov.uk/publications/prosecution/ctd_2011.html#a01)> を参照。

(37) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法（Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001）第40条による改正である。

表1 イギリスにおける憎悪扇動の法的規制をめぐる主な動き

法律 (注1)	事項
1936年公共秩序法	同法第5条は、「公共の場又は公共集会において、秩序紊乱を引き起こす意図を伴う、又は秩序紊乱を生じさせる可能性の高い、脅迫的な、口汚い又は侮辱的な言葉又は行為」(注2)を犯罪化した。当時、イギリスではファシズムの動きが拡大しており、同法はファシストの活動に対処するために制定された。
1965年人種関係法	同法第6条によって初めて人種的憎悪の扇動が犯罪化された。同法は、人種的憎悪の扇動を取り締まる法制度の導入を労働党が公約に掲げ、1964年の総選挙で勝利したことを受けて制定された。1936年公共秩序法と比較した場合の特徴として、憎悪扇動の意図が犯罪成立のための必須要件とされた。
1976年人種関係法	1965年人種関係法を廃止し、同法第6条で規定していた人種的憎悪扇動規制の内容を修正した上で、1936年公共秩序法第5条の後に第5A条を挿入した。この際、1965年人種関係法では必須とされた憎悪扇動の意図が、要件から外された。
1986年公共秩序法	1936年法以来の公共秩序法制の全面的刷新を行った。1986年公共秩序法の第3部は、人種的憎悪扇動表現の規制に当てられた。この際、憎悪扇動の意図と憎悪が扇動される可能性を、選択的な要件（いずれか一方が存在すれば犯罪が成立する）とした。
2006年人種的・宗教的憎悪扇動規制法による1986年公共秩序法改正	1986年公共秩序法に、宗教的憎悪扇動罪を創設する第3A部が挿入された。2005年の総選挙において、労働党が宗教的憎悪扇動法の制定をマニフェストで約束し、選挙に勝利したことを受けての改正である。
2008年刑事司法及び移民法による1986年公共秩序法改正	性的指向に基づく憎悪扇動の禁止に関する規定が1986年公共秩序法第3A部に追加された。

(注1) イギリスの正式名称は「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)であり、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドから成る。本稿で扱う各法律の適用地域は、主としてイングランド及びウェールズである。

(注2) 邦訳は、奈須祐治「イギリスにおけるヘイト・スピーチ規制法の歴史と現状」『西南学院大学法学論集』48(1), 2015.6, p.76を基とした。

(出典) 奈須祐治「イギリスにおけるヘイト・スピーチ規制法の歴史と現状」『西南学院大学法学論集』48(1), 2015.6, pp.73-105を基に筆者作成。

表2 1986年公共秩序法関係条文

事由	条項	条文
人種的憎悪	第3部 第18条第1項	「脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な言葉若しくは行為を用い、又は脅迫的な、口汚い若しくは侮辱的な文書を掲示した者は、 (a) それによって人種的憎悪を扇動することを意図し、又は、 (b) 全ての状況にかんがみ、それによって人種的憎悪が扇動される可能性が高い場合には、有罪とされる。」
宗教的憎悪	第3A部 第29B条第1項	「脅迫的な言葉若しくは行為を用い、又は脅迫的な文書を掲示した者は、それによって宗教的憎悪を扇動することを意図した場合には、有罪とされる。」(注)
	第3A部 第29J条	「この部のいかなる規定も、特定の宗教、若しくはその信者の信仰若しくは実践、若しくはその他の信仰の体系、若しくはその信者の信仰若しくは実践についての、議論、批判、若しくは反感、嫌悪、嘲笑、侮辱若しくは罵りの表明、又は異なった宗教、若しくは信仰の体系の信者に改宗を勧めること、若しくはその宗教若しくは信仰の体系の実践をやめるように促すことを、禁止又は制約する方法で、解釈し、又は執行してはならない。」

(注) 2008年刑事司法及び移民法(附則第16の6)により、「宗教的憎悪」の後に「又は性的指向に基づく憎悪」の文言が挿入された。

(出典) 奈須祐治「イギリスにおけるヘイト・スピーチ規制法の歴史と現状」『西南学院大学法学論集』48(1), 2015.6, pp.90, 99を基に筆者作成。条文の邦訳は、奈須 同上を基とした。ただし、下線は引用者が付したものである。

### 3 ドイツ

ドイツにおいてヘイトスピーチ規制の根拠となっている主な法律は、刑法 (Strafgesetzbuch: StGB) 第130条第1項及び第2項であり、これらは民衆扇動罪 (Volksverhetzung)<sup>(38)</sup>に関する規定である(表3参照)<sup>(39)</sup>。同条は、第二次大戦終結後も衰えることのなかった反ユダヤ主義が1950年代以降さらに勢いを増したことを受け、この動きに対抗するため制定されたものである

が、条文上、保護の対象はユダヤ人に限定されず、広く「住民の一部」となっている<sup>(40)</sup>。同条は、刑法典第7章「公共の秩序に対する罪」(Straftaten gegen die öffentliche Ordnung)に置かれており、主たる保護法益は公共の平穏であるとする見解が通説である。

1960年以前、刑法第130条は、社会主義者に対処するための階級扇動罪に関する規定であったが、1960年、第6次刑法一部改正により、同条は民衆扇動罪に関する規定となった<sup>(41)</sup>。その後、1970年代以降、西ドイツでホロコースト否定表現<sup>(42)</sup>が台頭するようになり、さらに1990年代に入ると極右勢力による外国人排斥運動が激化し、外国人を標的とする過激な暴力事件が社会問題となった。このような情勢の下で、1994年にホロコースト否定罪が新設され(刑法第130条第3項)<sup>(43)</sup>、2005年にはナチス暴力支配賛美罪が新設され(同条第4項)<sup>(44)</sup>、2011年には第1項と第2項の行為客体が個人にも拡張されるなど、同条は数次にわたる改正を経て徐々に適用範囲が拡大している。

このような表現行為に対する規制は、ドイツ連邦共和国基本法(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland. 以下「ドイツ基本法」という。)第5条第1項で保障される意見表明の自由に抵触しないであろうか。この問題については、ドイツ基本法第5条第1項の制約要件である同条第

(38) 最近の詳細な研究として、櫻庭総『ドイツにおける民衆扇動罪と過去の克服—人種差別表現及び「アウシュヴィッツの嘘」の刑事規制—』福村出版、2012がある。ドイツ刑法第130条については、「民衆煽動罪」と漢字表記されることもあるが(一例として、同じ著者による「ドイツにおける差別禁止規定と意見表明の自由—ドイツ刑法130条を中心に—」『九大法学』97号、2008, pp.225-265)、本稿では2012年以降の櫻庭論文に従い、「民衆扇動罪」と表記する。条文(原文)は、“Strafgesetzbuch (StGB) § 130 Volksverhetzung”. ドイツ連邦司法・消費者保護省ウェブサイト <[http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/\\_130.html](http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/_130.html)> を参照。

(39) このほか、集団に対する侮辱的表現の規制の可否という観点から、ドイツ刑法第185条(侮辱罪)もヘイトスピーチ規制に関係がある。同条に関しては、ある集団に対する侮辱的表現が、その集団の構成員個人々人に対する侮辱と解される場合、侮辱罪に該当する(集団侮辱となる)との解釈が伝統的に認められてきた。しかし1995年の連邦憲法裁判所判決(BVerfGE 93, 266)は、意見表明の自由保障の観点から、集団侮辱の成立要件を厳格に解釈し、集団に属する個人の名誉との関連性をより厳密に求めた。その結果、「兵士は殺人者だ」という発言は、ドイツ連邦軍兵士に対する集団侮辱を構成すると解することはできないと判断した。なお、その前年の1994年に、連邦憲法裁判所は、ナチスによるユダヤ人虐殺を否定する言論(いわゆる「アウシュヴィッツの嘘」)がドイツ在住のユダヤ人に対する集団侮辱となることを認める判決を出している(BVerfGE 90, 241)。この背景には、ナチスのプロパガンダによってユダヤ人が壊滅的な打撃を受けたというドイツ特有の歴史的経験がある。ユダヤ人以外の民族集団に対して集団侮辱の成立を認めた例は見受けられないとのことである。(毛利 前掲注(14), p.221. このほか集団侮辱に関する研究として、上村都「ドイツにおけるヘイト・スピーチ規制」駒村・鈴木 前掲注(19), pp.476-492; 楠本孝「集団侮辱罪と民衆煽動罪」『龍谷大学矯正・保護統合センター研究年報』2号, 2012, pp.43-45 など。)

(40) 同条に関して、判例が認めた集団としては、カトリック、プロテスタント、ユダヤ人、連邦共和国在住の全ての外国人、強制移住者、難民申請者、ドイツ在住のガストアルバイター、留学生、シンティ・ロマ、労働者、農民、公務員、裁判官、検察官、保安警察官、刑事警察官、連邦国防軍兵士などがある。(櫻庭 前掲注(38), p.145.)

(41) 櫻庭総「ドイツにおける民衆扇動罪の歴史的展開と現代の動向」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』2号, 2012, p.21.

(42) いわゆる「アウシュヴィッツの嘘」に代表されるような、ナチスによるユダヤ人虐殺を否定したり矮小化したりする言説で、ホロコースト及びそれを象徴する毒ガス室は存在しなかった、ナチスの目的はユダヤ人を根絶することではなく東欧へ追放することであった、ナチスによるユダヤ人犠牲者の数は一般に言われてきた数字(60万人)よりも遥かに少ない等の主張である。

(43) 従来、このような表現は「重大なアウシュヴィッツの嘘」と「単純なアウシュヴィッツの嘘」とに区別され、前者についてのみ民衆扇動罪の適用が問題となり、後者については侮辱罪の問題として取り扱われていたが、単純なアウシュヴィッツの嘘を直接処罰するためホロコースト否定罪が新設された。改正の経緯については、櫻庭前掲注(41), pp.23-24 を参照。

(44) 「アウシュヴィッツの嘘」に限らない、「ナチスの暴力的支配又は恣意的支配」の是認、賛美又は正当化を処罰する規定である。この罪が新設された背景には、戦後60年という節目に予定されていた極右による大規模なデモを、集会法の規制と併せて刑法によっても規制しようという目的があった。詳細は、櫻庭 同上, pp.24-25 を参照。

2 項「これらの権利は、一般的法律の規定… (中略) …によって制限を受ける」の「一般的法律」に該当し得るか否かが鍵となる。この点、刑法第 130 条第 1 項及び第 2 項の民衆扇動罪は、一般的法律として意見表明の自由の制限が正当化されるとの意見が多数であり、処罰の合憲性に幅広い合意が得られているが、刑法第 130 条第 3 項及び第 4 項のようなホロコースト否定表現等の処罰に関しては、意見表明の自由との抵触を懸念する声がある<sup>(45)</sup>。連邦憲法裁判所は、第 130 条第 1 項から第 4 項までの規定を全て合憲としている<sup>(46)</sup>。

警察犯罪統計<sup>(47)</sup>によれば、刑法第 130 条関係の認知件数は、2013 年には 2,404 件、2012 年には 2,506 件であった。また、司法統計<sup>(48)</sup>によれば、2013 年に、第 130 条第 1 項関係で審理されたのは 213 人、同条第 2 項関係では 32 人、同条第 3 項関係では 55 人、同条第 4 項関係では 7 人であった。また、同年に刑を宣告されたのは、第 130 条第 1 項関係では 114 人、同条第 2 項関係では 22 人、同条第 3 項関係では 40 人、同条第 4 項関係では 3 人であった。

表 3 ドイツ刑法関係条文

条項	条文
第 130 条第 1 項	公共の平穩を乱し得るような態様で、 1 国籍、人種、宗教若しくはその民族的出自によって特定される集団に対して、住民の一部に対して、若しくは上に掲げる集団若しくは住民の一部に属することを理由に個人に対して憎悪をかきたて若しくはこれに対する暴力的若しくは恣意的な措置を誘発する者、又は 2 上に掲げる集団、住民の一部若しくは上に掲げる集団若しくは住民の一部に属することを理由に個人を罵倒し、悪意で軽蔑し若しくは中傷することにより、他人の人間の尊厳を攻撃した者は、3 月以上 5 年以下の自由刑に処される。
第 130 条第 2 項	1 上に掲げる集団に対して、住民の一部に対して若しくは上に掲げる集団若しくは住民の一部に属することを理由に個人に対して憎悪をかきたてる文書、暴力的若しくは恣意的な措置を誘発する文書、若しくはそれを罵倒し、悪意で軽蔑し若しくは中傷することにより、他人の人間の尊厳を攻撃する文書 (第 11 条第 3 項) を、 a) 流布し、 b) 公然と展示し、掲示し、閲覧させ若しくはその他の方法で目に触れ得る状態にし、 c) 18 歳未満の者に提供し、交付し若しくはこれらの者の目に触れ得る状態にし、若しくは d) これらの文書若しくはこれらの文書から得た一部を、a) から c) の意味で利用し若しくは他の者によるこれらの利用を可能にするために作成し、調達し、交付し、保管し、提供し、広告し、推奨し若しくは輸入若しくは輸出を企行した者、又は 2 第 1 号に掲げる内容の表現を放送、メディアサービス若しくはテレサービス <sup>(注)</sup> により流布した者は、3 年以下の自由刑又は罰金に処される。

(注) 「メディアサービス」及び「テレサービス」とは、インターネットで提供されるサービスを意味する。2007 年の電子商取引統一法制定により、これらは「テレメディア」として統一的に規制されることとなったが、刑法典は「メディアサービス」「テレサービス」の概念をそのまま用いている。(戸田典子「ドイツの青少年保護法一酒、たばこ、有害メディアの規制―」『外国の立法』No.241, 2009.9, p.82.)

(出典) 櫻庭総「名誉に対する罪によるヘイト・スピーチ規制の可能性―ヘイト・スピーチの構造的性を問うべき次元―」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社, 2014, pp.147-148 を基に筆者作成。条文の邦訳は、櫻庭同を基とした。

(45) 櫻庭総「ドイツ刑法 130 条 (民衆扇動罪) と過去の克服一人種差別の刑事規制における「土台整備型」と「処罰先行型」の改革―」『法と民主主義』454 号, 2010.12, p.70.

(46) 刑法第 130 条第 1 項から第 4 項までを合憲としてはいるものの、具体的な事案の判断に際しては、連邦憲法裁判所は意見表明の自由に配慮し、民衆扇動罪の成立には概して慎重な姿勢をとっている。なお、同条第 4 項に関しては、連邦憲法裁判所は、これを一般的法律ではないとした上で、基本法に内在する例外として許容され、合憲であると判断した。このような理論に対しては、学説上批判が強い。(毛利 前掲注(14), pp.224-229.)

(47) Bundesministerium des Innern, *Polizeiliche Kriminalstatistik 2013*, p.70. <[http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Nachrichten/Pressemitteilungen/2014/06/PKS2013.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Nachrichten/Pressemitteilungen/2014/06/PKS2013.pdf?__blob=publicationFile)>

(48) Statistisches Bundesamt, *Rechtspflege, Strafverfolgung*, Fachserie 10 Reihe 3, 2013, pp.28-29, 160-163. <[https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Rechtspflege/StrafverfolgungVollzug/Strafverfolgung2100300137004.pdf;jsessionid=4C716DD5DFAF0588C96820108E398A1A.cae4?\\_\\_blob=publicationFile](https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Rechtspflege/StrafverfolgungVollzug/Strafverfolgung2100300137004.pdf;jsessionid=4C716DD5DFAF0588C96820108E398A1A.cae4?__blob=publicationFile)>

#### 4 フランス

フランスにおいてヘイトスピーチ規制の根拠となっているのは「出版の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律」(Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse. 以下「出版自由法」という。)第 23 条以下である(表 4 参照)<sup>(49)</sup>。フランスは、1971 年に国連の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を批准し<sup>(50)</sup>、その翌年、国内法を整備するため「人種差別に対する闘いに関する 1972 年 7 月 1 日の法律」(Loi n° 72-546 du 1 juillet 1972 relative à la lutte contre le racisme. 以下「1972 年法」という。)を制定した。この背景には、戦後のフランスにおいて、ユダヤ人に対する差別事件に加え、海外領土出身者や外国人労働者に対する差別事件が増加し、法規制の必要性を訴える声が強まったことがある<sup>(51)</sup>。1972 年法の内容は多岐にわたり、同法の成立によって様々な法改正が行われた<sup>(52)</sup>。1972 年法により出版自由法にも改正が加えられ、人種等を理由とする名誉毀損及び侮辱、人種等を理由とする差別・暴力行為・憎悪の扇動が処罰されることになった<sup>(53)</sup>。また、これらの犯罪が行われた場合、当該犯罪が行われた日から 5 年以上前に届出がなされている人種差別と闘う団体に訴権が認められることとなった。

1990 年、ホロコーストの否定表現を禁止するため、「人種差別、反ユダヤ主義その他の排外主義的行為を抑制するための 1990 年 7 月 13 日の法律」(Loi n° 90-615 du 13 juillet 1990 tendant à réprimer tout acte raciste, antisémite ou xenophobe. 法案提出者であるジャン＝クロード・ゲソ (Jean-Claude Gaysot) の名前をとってゲソ法と呼ばれる。)が制定された。同法によって出版自由法に第 24 条の 2 としてナチスによる反人道的犯罪の存在に対する異議申立罪が設けられた。この法案の審議過程では、表現の自由との関係等をめぐって意見が激しく対立し<sup>(54)</sup>、紆余曲折の末に成立した<sup>(55)</sup>。

さらに、2004 年には、「差別と闘い平等を促進する高等機関の創設に関する 2004 年 12 月 30

(49) 同法におけるヘイトスピーチ規制に関する研究として、光信一宏「フランスにおける人種差別的表現の法規制 (1)」『愛媛法学会雑誌』40 巻 1・2 号, 2014.3, pp.39-54; 同「フランスにおける人種差別的表現の法規制 (2)」『愛媛法学会雑誌』40 巻 3・4 号, 2014.9, pp.53-75 がある。条文(原文)は、フランス政府の運営するウェブサイト (Légifrance Website <[https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=39A1293DBDB24CA41736362A818C29D8.tpdila12v\\_1?cidTexte=LEGITEXT000006070722&dateTexte=20161001](https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=39A1293DBDB24CA41736362A818C29D8.tpdila12v_1?cidTexte=LEGITEXT000006070722&dateTexte=20161001)>) を参照。

(50) ただし、人種差別思想の流布や人種差別の扇動等を「法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること」等を締約国の義務として定めた条約第 4 条については解釈宣言を付した。1972 年法における差別的表現の処罰条項は、人種差別撤廃条約第 4 条(a)を具体化する意味を持つ。

(51) とりわけ 1949 年に創立された人種差別反対闘争組織「反人種差別と人民友好のための運動」(Mouvement contre le Racisme et pour L'Amitié entre les peuples: MRAP) の活動は活発で、1972 年法制定の原動力となった。市原靖久「フランスの 1972 年人種差別禁止法」部落解放研究所編『世界はいま—諸外国の差別撤廃法と日本—』解放出版社, 1985, pp.170-197。

(52) 例えば、この 1972 年法によって刑法典が改正され、「出生又は特定の民族、国民、人種若しくは宗教への帰属の有無」を理由に財物又は役務の提供や雇用を拒否し、あるいは解雇するなど所定の差別的行為を行った者が処罰されることになった。

(53) 1972 年法に関しては、「国会討議の過程では、国民議会でも元老院でも、1972 年法の新条項が「表現の自由」を侵害するのではないかと危惧が表明されることはまったくなく、各条審議にも何ら反論が呈されることなしに、新しい法規は議員全員の承認するところとなった」と言われている(林瑞枝「フランスの人種差別禁止法と表現の自由」『部落解放研究』59 号, 1987.12, p.18)。なお、これ以前に、人種差別的発言を規制する立法として 1939 年 4 月 21 日の委任立法(当時の司法大臣の名をとってマルシャンドーのデクレと呼ばれる)があり、同法によって出版自由法が改正されたが、差別の立証が困難であること等により、有効に機能しておらず、MRAP は法改正のための運動を展開した(市原 前掲注(51), pp.172-174)。

(54) 審議過程における賛否の主張の詳細は、光信一宏「ホロコースト否定論の禁止と表現の自由—2003 年 6 月 24 日の欧州人権裁判所ガロディ判決 (Garaudy c. France 24 Juin 2003) —」『愛媛法学会雑誌』35 巻 1-4 号, 2009, pp.65-66 を参照。

表4 出版自由法関係条文

概要	条項	条文	
手段	第23条	公共の場所若しくは集会において行われた演説、訴え若しくは威嚇によって、又は、公共の場所若しくは集会において販売され若しくは陳列された、販売若しくは頒布用の著作物、印刷物、図画、版画、絵画、徽章、映像、その他著作、言語若しくは映像の媒体となるあらゆるものによって、又は、公衆の面前に貼り出された貼り紙若しくはビラその他の掲示物によって、又は、公衆に対する電子技術によるあらゆる伝達手段によって…	
人種等を理由とする	差別等の扇動	第24条第7項	第23条に規定される手段の1つによって、出生又は特定の民族、国民、人種若しくは宗教への帰属の有無を理由とする個人又は集団に対する差別、憎悪又は暴力を教唆する者は、1年の拘禁及び4万5000ユーロの罰金、又はそのいずれか一方のみの刑に処せられる。
	名誉毀損	第32条第2項	前項と同じ手段による、出生又は特定の民族、国民、人種若しくは宗教への帰属の有無を理由とする、個人又は集団に対する名誉毀損は、1年の拘禁及び4万5000ユーロの罰金、又はそのいずれか一方のみの刑に処せられる。
	侮辱	第33条第3項	前項に規定された条件の下で、侮辱が個人又は集団に対して、その出生又は特定の民族、国民、人種若しくは宗教への帰属の有無を理由として行われた場合には、6月の拘禁及び2万2500ユーロの罰金に処せられる。
性的指向等を理由とする	差別等の扇動	第24条第8項	(前項と)同じ手段によって、性別、性的指向若しくは性自認又は障害を理由とする個人若しくは集団に対する憎悪若しくは暴力を教唆する者、又は、同じ個人に対して刑法典第225条の2及び第432条の7によって規定される差別を教唆する者は、前項に規定する刑に処せられる。
	名誉毀損	第32条第3項	(前項と)同じ手段によって、性別、性的指向若しくは性自認又は障害を理由とする個人又は集団に対する名誉毀損は、前項に規定する刑に処せられる。
	侮辱	第33条第4項	(前項と)同じ条件の下で、侮辱が個人又は集団に対して、その性別、性的指向若しくは性自認又は障害を理由として行われた場合には、前項に規定する刑に処せられる。
ホロコーストの否定	第24条の2第1項	第23条に規定された手段の1つによって、1945年8月8日ロンドン協定附則国際軍事法廷規約第6条に定められた人道に対する1ないし数個の犯罪の存在に異議を唱える者は、…1年の拘禁及び4万5000ユーロの罰金に処せられる。	

(出典) 大石泰彦『フランスのマス・メディア法』現代人文社, 1999, pp.239-241; 光信一宏「フランスにおける人種差別的表現の法規制 (1)」『愛媛法学会雑誌』40巻1・2号, 2014.3, pp.42-43を基に筆者作成。条文の邦訳は、主として大石 同によるが、その後改正が施された箇所については、光信 同を参考に、引用者が仮訳を行った。

日の法律」(Loi n° 2004-1486 du 30 décembre 2004 portant création de la haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité)により、出版自由法が改正され、性別、性的指向若しくは性自認又は障害を理由とする、人又は人の集団に対する名誉毀損、侮辱、差別や憎悪の扇動が禁止されることとなり、反差別団体の訴権が認められることになった。

国家人権諮問委員会(Commission Nationale Consultative des Droits de l'Homme: CNCNDH)の年次報告書<sup>(56)</sup>によれば、人種等を理由とする名誉毀損、侮辱、差別・憎悪の扇動により2013年に309件が有罪判決を受け、そのうち83.8%(259件)は侮辱罪であり、扇動罪が50件であった。また、

(55) 思想及び意見の自由な伝達を保障するフランス人権宣言第11条との適合性については、憲法院の判断が示されていない。学説では合憲説が多数を占めるが、違憲説も有力である。表現の自由を保障する欧州人権条約第10条との適合性については、適合性を肯定する破棄院の判例が確立している(同上, pp.66-67)。

(56) CNCNDH, *La lutte contre le racisme, l'antisémitisme et la xénophobie, Année 2014*, p.360. <[http://www.cncdh.fr/sites/default/files/rapport\\_racisme\\_2014.pdf](http://www.cncdh.fr/sites/default/files/rapport_racisme_2014.pdf)>; CNCNDH, *La lutte contre le racisme, l'antisémitisme et la xénophobie, Année 2013*, pp.322-323. <[http://www.cncdh.fr/sites/default/files/cncdh\\_racisme\\_2013\\_basse\\_definition.pdf](http://www.cncdh.fr/sites/default/files/cncdh_racisme_2013_basse_definition.pdf)>

2012年には374件が有罪判決を受け、そのうち81.8%（306件）は侮辱罪であり、扇動罪が65件、名誉毀損罪は3件であった。

## おわりに

以上、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4か国について、ヘイトスピーチ規制の在り方を概観した。アメリカと欧州諸国とで、この問題への法的アプローチが大きく異なるのはよく指摘されるところである。両者を対比して、表現の自由を重視するアメリカと、ナチス・ドイツの反ユダヤ主義政策による悲劇を経験した欧州諸国、という構図で説明されることがあるが、既に見てきたように、アメリカの歴史において必ずしも一貫して表現の自由が絶対視されてきたわけではなく、ヘイトスピーチ規制法を有する欧州3か国に関しても、イギリスと、ドイツ及びフランスの大陸2か国とでは、適用実態に大きな違いがある（イギリスは法務総裁の同意が訴追の要件となっており、年間数件程度しか立件されないが、これに対してドイツ、フランスの両国では、年間100件以上起訴され有罪判決を受けている）。これらの法律が、マイノリティ保護を目的としたものではなく、マイノリティから多数派に向けられたヘイトスピーチにも適用される点については、イギリス、ドイツ、フランスの3か国に共通している。この点に関連して、ヘイトスピーチの法規制を行っていないアメリカでは、公民権運動華やかなりし1960年代当時、マイノリティが体制に抵抗するために最大限の言論の自由を求めたという歴史的経緯がある<sup>(57)</sup>。ヘイトスピーチ規制法は、マイノリティ自身の表現にも適用され得るということ、マイノリティの側が自覚し警戒していたことによる。フランスで、反人種差別団体が1972年法の制定に向けて精力的に動き、その結果、出版自由法が改正されヘイトスピーチ規制が盛り込まれたこととは対照的である。

最後に、欧州諸国ではヘイトスピーチ規制と並んで問題となる、いわゆる「アウシュヴィッツの嘘」に代表されるホロコースト否定表現の規制に言及しておく。ドイツ及びフランスはこのタイプの表現を明文で禁止しているが、歴史的事実に関する言論を処罰することに関しては、ヘイトスピーチの規制に積極的である両国においてさえも、表現の自由の侵害であり違憲ではないかとの批判がある。イギリスはこのような言論を明文で禁止してはいないが、ホロコーストを否定する主張を行った極右政党の党首が1986年公共秩序法違反で有罪となった事例がある<sup>(58)</sup>。

本稿で紹介したアメリカ及び欧州3か国の状況が、ヘイトスピーチへの対応を日本国内で議論する際の参考となれば幸いである。

（おがさわら みき）

付記：本稿脱稿後の2016年4月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」（第190回国会参法第6号）が、自由民主党及び公明党によって参

<sup>(57)</sup> Bleich, *op.cit.*(20), p.75.

<sup>(58)</sup> イギリス国民党（British National Party: BNP）の党首（当時）であるニコラス・グリフィン（Nicholas Griffin）が、自身の編集する雑誌においてホロコーストを否定する主張を行ったことにより、1998年に、1986年公共秩序法第19条違反で有罪となった事案である。“CPS refuses to reveal details of Nick Griffin’s race hate trial,” *Guardian*, January 23, 2010.

議院に提出されたとの報に接した。同法案は、不当な差別的言動は許されない旨を宣言し、不当な差別的言動の解消に向けた取組についての基本理念及び基本的施策を定めたものである。本欄執筆時点では、同法案に関する今後の見通しは明らかではないが、これを機にヘイトスピーチへの対応に関する議論が一層深まることが期待される。